

## 財団の概要

1. 名称 公益財団法人エネルギー文化・スポーツ財団
2. 設立 平成6年10月7日  
平成22年2月1日〔公益財団法人へ移行〕
3. 主務官庁 内閣府
4. 基本財産 20億円
5. 事業内容

### (1) 助成事業

中国地域に所在する団体が行う、次の活動を支援

美術・音楽の創造・普及・育成活動につながる展示・公演活動

意欲的、先駆的、実験的な芸術の創造

地域への普及

若手芸術家等の育成

伝統文化の保存・伝承・復活・復元活動および発表活動

民俗芸能・伝統的な祭り、行事等の復活・保存・伝承

伝統工芸等の復活・保存・伝承

民俗資料等の復元・保存

アマチュアスポーツの振興活動

青少年主体のスポーツの振興

指導者養成

スポーツ医・科学の調査研究・指導およびシンポジウム等

### (2) 顕彰事業

芸術・伝統文化およびスポーツの分野における、次の中国地域在住者を顕彰

将来が大いに期待される若手美術家・若手音楽家

伝統文化の保存・伝承および振興に功績のある個人または団体

青少年のスポーツ活動の振興に功績のある若手指導者

### (3) 主催事業

中国地域の文化およびスポーツに関する調査・研究、出版ならびに展示会、公演会、講演会等の開催

## 6. 事務所

730-0041

広島市中区小町4番33号 中国電力内

電話 082-542-3639 ファックス 082-542-3644

H P <http://www.gr.energia.co.jp/bunspo/>

# 公益財団法人エネルギー文化・スポーツ財団 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、公益財団法人エネルギー文化・スポーツ財団と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島市中区小町4番33号に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、中国地域における美術、音楽を中心とした芸術文化、民俗芸能を中心とした伝統文化及びスポーツの諸活動に対して、助成及び顕彰を行うこと等により、中国地域における文化、スポーツの振興を支援し、わが国の文化、スポーツの発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の公益目的事業を行う。
- (1) 中国地域における美術・音楽等芸術文化及び民俗芸能等伝統文化の展示・公演活動に対する助成
  - (2) 中国地域の民俗芸能等伝統文化の保存伝承活動、映像記録及び調査・研究成果の出版活動に対する助成
  - (3) 中国地域におけるスポーツの振興活動に対する助成
  - (4) 美術・音楽等芸術文化、民俗芸能等伝統文化及びスポーツの分野における中国地域在住者に対する顕彰
  - (5) 中国地域の文化及びスポーツに関する調査研究、出版及び展覧会、公演会、講演会等の開催
  - (6) その他当財団の公益目的事業を達成するために必要な事業
- 2 第1項に規定する公益目的事業については、中国地域内(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県及び兵庫県・香川県・愛媛県の一部)において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

### (基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表1の財産は、この

法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

#### **(特定資産)**

**第6条** 基本財産以外で、寄附者の指定又は理事会の決議により用途を特定の目的に制約した財産は、特定資産として管理する。

- 2 特定資産への繰入れ及び特定資産の取崩しは、定款第35条による理事会の決議を経て行う。
- 3 特定資産に関する必要な事項は、理事会で別に定める。

#### **(事業年度)**

**第7条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### **(事業計画及び収支予算)**

**第8条** この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始の日の前日までに、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### **(事業報告及び決算)**

**第9条** この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次に掲げる書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれに関する数値のうち重要なものを記載した書類

#### (公益目的取得財産残額の算定)

**第10条** 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

### 第4章 評議員

#### (評議員)

**第11条** この法人に、評議員10人以上15人以内を置く。

#### (評議員の選任及び解任)

**第12条** 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロから二までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一団体(公益法人を除く。)の次のイから二に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

国の機関

地方公共団体

独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設計に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

**(任期)**

**第13条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満期前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

**(評議員に対する報酬等)**

**第14条** 評議員は、無報酬とする。

**第5章 評議員会**

**(構成)**

**第15条** 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

**(権限)**

**第16条** 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

**(開催)**

**第17条** 評議員会は、定時評議員会として、毎年度5月又は6月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

**(招集)**

**第18条** 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

**(議長)**

**第19条** 評議員会の議長は、当該評議員会において評議員の中から選任する。

**(決議)**

**第20条** 評議員会の決議は、決議について特別な利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

**(評議員会の決議の省略)**

**第21条** 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

**(評議員会への報告の省略)**

**第22条** 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員に報告することを要しないことにつき、評議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

### (議事録)

**第23条** 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席者の代表2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員

### (役員の設定)

**第24条** この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上15人以内
- (2) 監事 2人又は3人

- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を専務理事とする。

- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条1項第2号の業務執行理事とする。

### (役員を選任)

**第25条** 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係がある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

### (理事の職務及び権限)

**第26条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長、専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

**第27条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この財団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (役員任期)

**第28条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

### (役員解任)

**第29条** 理事及び監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

### (報酬等)

**第30条** 理事及び監事は、無報酬とする。

## 第7章 理事会

### (構成)

**第31条** 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

**第32条** 理事会は、次に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

### (招集)

**第33条** 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

### (議長)

**第34条** 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは、専務理事がこれに当たる。

**(決議)**

**第35条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

**(理事会の決議の省略)**

**第36条** 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

**(理事会への報告の省略)**

**第37条** 理事、監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第3項の規定による報告については、適用しない。

**(議事録)**

**第38条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## **第8章 定款の変更及び解散等**

**(定款の変更)**

**第39条** この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第12条についても適用する。

**(解散)**

**第40条** この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

**(公益認定の取消し等に伴う贈与)**

**第41条** この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### **(残余財産の帰属)**

**第 42 条** この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## **第 9 章 公告の方法**

### **(公告の方法)**

**第 43 条** この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## **第 10 章 事務局**

### **(事務局)**

**第 44 条** この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長等重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## **第 11 章 補則**

### **(委任)**

**第 45 条** この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## **附 則**

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は福田昌則、専務理事は栗林正博とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

有澤 寛	川本 一之	杵村 善久
白井 孝司	寺田 達明	橋本 宗利
福田 督	細田 順弘	増田 信二
見延 典子	村上 勇	守屋 勝利

任期は、第13条にかかわらず公益法人移行認定後の設立の登記の日から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

別表1 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）  
（第5条関係）

財産種別	金額
預金	2,000,000,000円
投資有価証券	

平成22年2月1日

公益財団法人エネルギー文化・スポーツ財団

## 「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当性について

当法人は、平成20年12月31日に施行された改正国家公務員法等の規定に関し、国家公務員であった者が法人の役員として再就職する場合に、事前に政府に届出をおこなうことが必要な「国と特に密接な関係がある法人」に該当しませんので、その旨を公表いたします。

### [連絡先]

電話	082-542-3639
FAX	082-542-3644
電子メール	<a href="mailto:zj000003@pnet.gr.energia.co.jp">zj000003@pnet.gr.energia.co.jp</a>

## 理事・監事名簿

平成22年6月25日現在  
(敬称略:五十音順)

理事12名

理事長	福田 督	中国電力(株) 取締役会長	非常勤
専務理事	宮地 敏彦	専任	常勤
理事	大井 健次	広島市立大学 教授	非常勤
〃	川野 祐二	エリザベト音楽大学 学長	非常勤
〃	越宗 孝昌	(株)山陽新聞社 代表取締役社長	非常勤
〃	永野 正雄	(株)テレビ新広島 代表取締役社長	非常勤
〃	新畑 茂充	福山平成大学 客員教授	非常勤
〃	福田 百合子	中原中也記念館 名誉館長	非常勤
〃	藤本 黎時	広島大学 名誉教授	非常勤
〃	松原 清	山口県立美術館 館長	非常勤
〃	道上 正規	(財)とっとり地域連携・総合研究センター 理事長	非常勤
〃	山根 常正	(株)山陰中央新報社 代表取締役社長	非常勤

監事2名

監事	天羽 満則	天羽公認会計士事務所 所長	非常勤
〃	波若 清暉	中国電力(株) 常任監査役	非常勤

## 評議員名簿

平成22年6月25日現在  
(敬称略:五十音順)

評議員12名

評議員	有澤 寛	山陰中央テレビジョン放送(株) 代表取締役社長	非常勤
〃	沖田 俊治	中電技術コンサルタント(株) 専務取締役	非常勤
〃	川本 一之	(株)中国新聞社 代表取締役社長	非常勤
〃	杵村 善久	(株)山陰放送 代表取締役会長	非常勤
〃	白井 孝司	(財)広島県体育協会 常務理事	非常勤
〃	橋本 宗利	(株)広島ホームテレビ 相談役	非常勤
〃	細田 順弘	(株)中電工 代表取締役社長	非常勤
〃	増田 信二	山口朝日放送(株) 代表取締役社長	非常勤
〃	見延 典子	作家	非常勤
〃	村上 勇	(財)奥田元宋・小由女美術館 館長	非常勤
〃	守屋 勝利	(株)岡山国際ホテル 代表取締役社長	非常勤
〃	山下 隆	中国電力(株)取締役社長	非常勤

# 平成21年度 事業報告書

〔平成21年4月1日～平成22年3月31日〕

## ・財団事業の状況

事業計画に基づき、助成事業・顕彰事業・自主事業について、設立15周年を迎えた記念行事を含め、内容の充実に努めながら、ほぼ計画どおり実施した。

また、公益財団法人への移行については、評議員会・理事会で承認された内容に基づき、移行認定の申請を行い、本年1月26日内閣総理大臣からの認定を受け、同2月1日付で旧財団の解散登記と公益財団法人の設立登記を行った。

## 1. 助成事業

### (1) 平成21年度後期助成の実施

#### 募 集

平成21年4月、各県知事部局・教育委員会および広島市市民局（文化・体育関係の担当）に対し、平成21年度下期に行われる活動を対象にした後期募集について、関係市町村等への紹介と助成対象活動の推薦をお願いした。

併せて、文化、スポーツ関係の施設・団体等に募集案内を行った。

応募締切り：6月20日

#### 選 考

平成21年7月17日～8月12日にかけて、美術・音楽・伝統文化・スポーツ部門選考委員会および総合選考委員会を開催し、147件の応募の中から後期助成活動(案)65件を選考した。

#### 決 定

平成21年8月31日、第2回理事会・評議員会において、後期助成活動として、次のとおり65件 1,170万円を審議決定した。

項 目	応募件数	助成件数	助成金額(万円)
1. 美術の展示活動	14	10	170
2. 音楽の公演活動	61	23	470
3. 民俗芸能等の発表活動、保存・伝承・復活・復元活動	21	9	190
4. スポーツの振興・研究・指導者養成活動	46	21	300
5. 総合(上記の分野が混在した活動)	5	2	40
合 計	147	65	1,170

## 助成金目録の贈呈

9月～10月、各地域の中国電力事業所を通じて、助成団体に助成金目録を贈呈した。

### (2)平成22年度前期助成の募集・選考・決定

#### 募 集

平成21年9月、各県知事部局・教育委員会および広島市市民局（文化・体育関係の担当）に対し、平成22年度前期に行われる活動を対象にした後期募集について、関係市町村等への紹介と助成対象活動の推薦をお願いした。

併せて、文化、スポーツ関係の施設・団体等に募集案内を行った。

応募締切り：11月20日

#### 選 考

平成21年12月22日～平成22年1月29日にかけて、美術・音楽・伝統文化・スポーツ部門選考委員会および総合選考委員会を開催し、187件の応募の中から前期助成活動(案)93件を選考した。

#### 決 定

平成22年3月11日の理事会において、前期助成活動として、次のとおり93件 2,110万円を審議決定した。

(平成22年3月19日の評議員会において、報告した。)

項 目	応募件数	助成件数	助成金額(万円)
1. 美術の展示活動	17	9	230
2. 音楽の公演活動	75	35	760
3. 民俗芸能等の発表活動、保存・伝承・復活・復元活動	32	13	310
4. スポーツの振興・研究・指導者養成活動	59	34	580
5. 総合(上記の分野が混在した活動)	4	2	230
合 計	187	93	2,110

## 助成金目録の贈呈

平成22年3月11日の理事会決定を踏まえ、3月～4月、各地域の中国電力事業所を通じて、助成団体に助成金目録を贈呈する。

### (3)平成21年度助成活動状況把握

活動内容の実態把握のため、各分野のバランス等を考慮して視察等を実施した。

(平成22年2月1日から3月31日までの間にこの内、7件実施)

項 目	実施件数
1. 美術の展示活動	5
2. 音楽の公演活動	6
3. 伝統芸能等の発表活動、保存・伝承・復活・復元活動	3
4. スポーツの振興活動	3
5. 総合(上記の分野が混在した活動)	1
合 計	18

## 2. 顕彰事業

### (1) 平成21年度「エネルギー賞」の表彰式

平成20年度第3回理事会・評議員会(H21.3.17)で決定された「エネルギー賞」受賞者の表彰式を、平成21年6月8日、広島市のANAクラウンプラザホテルにおいて、広島県教育委員会 教育長、財団役員、評議員、選考委員等関係者列席のもとに開催し、美術賞、音楽賞、伝統文化賞、スポーツ賞の3名1団体を表彰した。

### (2) 平成22年度「エネルギー賞」の選考・決定

#### 推薦依頼

平成21年9月、文化およびスポーツの4部門におけるエネルギー賞の顕彰候補者について、美術・音楽賞は美術・音楽部門の各選考委員に、伝統文化・スポーツ賞は各県に、それぞれ推薦を依頼した。

#### 選 考

平成21年12月22日～平成22年1月29日にかけて、美術・音楽・伝統文化・スポーツ部門選考委員会および総合選考委員会を開催し、各部門の候補者の中から、中国地域を代表するに相応しい人として、それぞれ1名もしくは1団体の顕彰対象者(案)を選考した。

#### 決 定

平成22年3月11日の理事会において、顕彰対象者として、次のとおり3名1団体を審議決定した。

(平成22年3月19日の評議員会において、報告した。)

顕彰名	顕彰対象者の要件	候補者推薦数	顕彰対象者
美術賞	将来、全国的・国際的な活躍が大いに期待される若手美術家	5名	1名
音楽賞	将来、全国的・国際的な活躍が大いに期待される若手音楽家	5名	1名

伝統文化賞	伝統文化の保存伝承および振興に功績のある個人 または団体	3 団体	1 団体
スポーツ賞	青少年のスポーツ振興に功績のある若手指導者	5 名	1 名
合 計		15 名、3 団体	3 名、1 団体

#### 表彰式

受賞者の表彰式を、平成 22 年 4 月 21 日（水）、広島市のANAクラウンプラザホテル広島において、財団役員、選考委員等関係者列席のもとに開催し、美術賞、音楽賞、伝統文化賞、スポーツ賞の 3 名 1 団体を表彰。（予定）

### 3. 自主事業

#### (1) 設立 15 周年記念行事の実施

平成 21 年 10 月 7 日に設立 15 周年を迎え、それを記念する行事として、講演会、エネルギー美術賞受賞者作品展、エネルギー音楽賞受賞者コンサートおよびスポーツ教室について、次のとおり開催した。

(なお、詳細について、平成 22 年 3 月 11 日の理事会および平成 22 年 3 月 19 日の評議員会において、報告事項「財団設立 15 周年記念行事実施結果報告」として報告した。)

#### 1. 記念講演会

(1) 日 時：平成 21 年 10 月 7 日(水)16:00~17:00

(2) 場 所：ANAクラウンプラザホテル広島 3階「オーキッド」の間

(3) 講演者：見延 典子 氏

(4) 演 題：「頼山陽と幕末の広島」

(5) 聴講者：700名

#### 2. エネルギー美術賞受賞者作品展

##### (1) 鳥取会場

会 期：平成 21 年 10 月 14 日（水）～10 月 24 日（土）

場 所：鳥取県立博物館 第 2 特別展示室

出品者：エネルギー美術賞受賞者 16 名(広島会場も同じ)

入場者：1300名

##### (2) 広島会場

会 期：平成 21 年 10 月 27 日（火）～11 月 1 日（日）

場 所：広島県民文化センター 展示室 2・3 室

入場者：900名

#### 3. エネルギー音楽賞受賞者コンサート

(1) 日時・場所：平成 21 年 10 月 29 日（木）18:45~20:15

エリザベト音楽大学セシリアホール

(2) 出演者：エネルギー音楽賞受賞者 5 名(広島在住)

(3) 入場者：600名

#### 4. スポーツ教室 陸上教室・卓球教室

中国電力陸上競技部、女子卓球部の協力を得て、陸上教室もしくは卓球教室を各県で一回実施(平成22年3月末までに開催予定のものも含む)

- ・H21.7.18 ランナーズスクール(防府市)～約130名参加
- ・H21.8.4 卓球教室(広島市)～約100名参加
- ・H22.2.13 卓球教室(松江市)～約50名参加
- ・H22.2.20 ランナーズスクール(倉敷市)～約150名参加
- ・H22.3.30 ランナーズスクール(鳥取市)～約110名参加

#### 5. 財団ニュース号外の発行

15周年の歩みや15周年記念行事の紹介等を掲載した財団ニュース号外を平成21年10月に発行した。

#### (2) 財団ニュース「えねるぎあ」第15号の発刊

平成22年4月、「えねるぎあ」第15号(3,900部)を発刊し、関係先に配布。(予定)

#### .文化庁の实地検査

- ・日 時:平成21年11月12日(木) 中国電力2号館会議室
- ・出席者:文化庁文化部課長補佐ほか1名、  
専務理事、事務局3名
- ・検査事項  
法人の業務の運営状況  
事業の内容及び実施状況  
会計処理、収支及び資産の状況  
予算及び決算の状況
- ・総合的評価  
改善を要する事項は特になし

(注)「实地検査」とは、3年ごとに法人の事務所に立ち入って行われる文化庁による定期検査をいう。

#### .公益財団法人への移行

財団の公益財団法人への移行については、平成19年度第3回評議員会・理事会(H20.3.6)、平成21年度第1回評議員会・理事会(H21.6.8)の承認を経て、平成21年7月10日、内閣府に対して、移行認定の申請を行い、以降、申請内容について内閣府と折衝を続けた。その結果、本年1月26日に、内閣総理大臣から公益財団法人への移行認定の通知があり、これを受け、2月1日付で旧財団法人の解散登記と公益財団法人の設立登記を行った。

移行に伴う理事会・評議員会の役割等については、理事・評議員他関係する方々に

書面により報告した。(平成22年2月4日、エネルギー財団第68号)

なお、申請から認定・登記までの経緯は、次のとおりである。

平成20年3月6日	平成19年度3回評議員会・理事会 (公益財団法人への移行承認の件ほか)
平成21年6月8日	平成21年度1回評議員会・理事会 (公益認定申請、定款承認の件ほか)
7月10日	内閣府に公益認定申請
9月10日	内閣府ヒアリング
11月27日	平成21年度第4回評議員会・理事会 (定款一部変更承認の件ほか)
平成22年1月15日	内閣府から公益認定等委員会に諮問
1月22日	公益認定等委員会から内閣府に答申
1月26日	内閣総理大臣から当財団に認定通知
2月1日	公益財団法人としての登記完了

(なお、詳細について、平成22年3月11日の理事会および平成22年3月19日の評議員会において、報告事項「公益財団法人への移行認定および登記の件」として報告した。)

#### 基本財産の状況

平成22年3月末 20億円 (増減なし)

# 収支計算書

平成22年2月1日から平成22年3月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額 (a)	決算額 (b)	差 額 (a)-(b)	備 考
<b>事業活動収支の部</b>				
1. 事業活動収入				
基本財産運用収入	40,246,765	24,647,836	15,598,929	
雑収入	440,019	8,806	431,213	
事業活動収入計(A)	40,686,784	24,656,642	16,030,142	
2. 事業活動支出				
(1) 事業費支出	66,055,000	16,282,806	49,772,194	
助成事業費支出	40,160,000	15,573,600	24,586,400	
顕彰事業費支出	3,190,000	2,670	3,187,330	
自主事業費支出	22,705,000	706,536	21,998,464	
(2) 管理費支出	7,270,000	1,617,021	5,652,979	
事業活動支出計(B)	73,325,000	17,899,827	55,425,173	
事業活動収支差額(C)=(A)-(B)	32,638,216	6,756,815	39,395,031	
<b>投資活動収支の部</b>				
1. 投資活動収入				
エネルギー事業基金取崩収入	36,900,000	74,100,000	37,200,000	廃止のため全額取り崩し
投資活動収入計(D)	36,900,000	74,100,000	37,200,000	
2. 投資活動支出				
固定資産取得支出				
特定資産支出	2,246,271	50,363,096	48,116,825	公益目的事業基金の積み立て 50,000,000
投資活動支出計(E)	2,246,271	50,363,096	48,116,825	
投資活動収支差額(F)=(D)-(E)	34,653,729	23,736,904	10,916,825	
<b>財務活動収支の部</b>				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計(G)	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計(H)	0	0	0	
財務活動収支差額(I)=(G)-(H)	0	0	0	
<b>予備費支出(J)</b>	1,000,000	0	1,000,000	
当期収支差額(K)=(C)+(F)+(I)-(J)	1,015,513	30,493,719	29,478,206	
前期繰越収支差額(L)	15,255,908	13,581,216	1,674,692	
次期繰越収支差額(M)=(K)+(L)	16,271,421	44,074,935	27,803,514	

予算額(a)は平成21年度通年分(12ヶ月)

## 正味財産増減計算書

平成22年2月1日から平成22年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度(A)	前年度(B)	増減(A-B)
<b>一般正味財産増減の部</b>			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	24,647,836	-	24,647,836
雑収益	8,806	-	8,806
経常収益計	24,656,642	-	24,656,642
(2) 経常費用			
助成事業費	15,573,600	-	15,573,600
顕彰事業費	2,670	-	2,670
自主事業費	706,536	-	706,536
管理費	1,983,617	-	1,983,617
経常費用計	18,266,423	-	18,266,423
当期経常増減額	6,390,219	-	6,390,219
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	-	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	-	0
当期経常外増減額	0	-	0
当期一般正味財産増減額	6,390,219	-	6,390,219
一般正味財産期首残高	2,088,072,152	-	2,088,072,152
一般正味財産期末残高	2,094,462,371	-	2,094,462,371
<b>指定正味財産増減の部</b>			
当期指定正味財産増減額	0	-	0
指定正味財産期首残高	0	-	0
指定正味財産期末残高	0	-	0
<b>正味財産期末残高</b>	2,094,462,371	-	2,094,462,371

# 貸借対照表

平成22年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度(A)	前年度(B)	増減(A-B)
<b>資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	39,290,335	-	39,290,335
有価証券	6,434,600	-	6,434,600
流動資産合計	45,724,935	-	45,724,935
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
現金預金	1,421,000	-	1,421,000
投資有価証券	1,976,769,207	-	1,976,769,207
投資有価証券評価減引当投資有価証券	21,809,793	-	21,809,793
基本財産合計	2,000,000,000	-	2,000,000,000
(2) 特定資産			
公益目的事業基金	50,000,000	-	50,000,000
特定資産合計	50,000,000	-	50,000,000
(3) その他固定資産			
電話加入権	299,936	-	299,936
ソフトウェア	87,500	-	87,500
その他固定資産合計	387,436	-	387,436
固定資産合計	2,050,387,436	-	2,050,387,436
資産合計	2,096,112,371	-	2,096,112,371
<b>負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	1,650,000	-	1,650,000
流動負債合計	1,650,000	-	1,650,000
2. 固定負債			
固定負債合計	0	-	0
負債合計	1,650,000	-	1,650,000
<b>正味財産の部</b>			
1. 指定正味財産	0	-	0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(-)	(0)
指定正味財産合計	0	-	0
2. 一般正味財産	2,094,462,371	-	2,094,462,371
(うち基本財産への充当額)	(2,000,000,000)	(-)	(2,000,000,000)
一般正味財産合計	2,094,462,371	-	2,094,462,371
正味財産合計	2,094,462,371	-	2,094,462,371
負債及び正味財産合計	2,096,112,371	-	2,096,112,371

# 財産目録

平成22年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	
<b>資産の部</b>		
1. 流動資産		
現金預金		
現金	288,209	
普通預金	39,002,126	
有価証券		
MMF	6,434,600	
流動資産合計		45,724,935
2. 固定資産		
(1)基本財産		
定期預金	1,421,000	
投資有価証券		
MMF	23,549,793	
事業債	347,249,207	
政府機関債	399,540,000	
地方債	199,980,000	
外国債	1,006,450,207	
投資有価証券評価減引当投資有価証券		
事業債	21,809,793	
基本財産合計	2,000,000,000	
(2)特定資産		
公益目的事業基金		
定期預金	10,000,000	
事業債	30,000,000	
MMF	10,000,000	
特定資産合計	50,000,000	
(3)その他固定資産		
電話加入権	299,936	
ソフトウェア	87,500	
その他の固定資産合計	387,436	
固定資産合計		2,050,387,436
資産合計		2,096,112,371
<b>負債の部</b>		
1. 流動負債		
未払金	1,650,000	
流動負債合計		1,650,000
2. 固定負債		
固定負債合計		0
負債合計		1,650,000
正味財産		2,094,462,371

# 平成22年度事業計画書

助成事業（対象は、原則、中国地域の人を中心の団体）

## 1．美術の展示および音楽の公演活動

創造・普及・育成活動

- ・意欲的または先駆的、実験的な芸術の創造
- ・地域への普及
- ・若手芸術家等の育成

助成 1,690万円（90件程度）

## 2．民俗芸能等の発表活動、保存・伝承・復活・復元活動

伝統文化の保存・伝承・復活・復元活動および発表活動

- ・民俗芸能・伝統的な祭り・行事等の復活・保存・伝承
- ・伝統工芸等の復活・保存・伝承
- ・民俗資料等の復元・保存・研究

助成 520万円（20件程度）

## 3．スポーツの振興・研究・指導者養成活動

アマチュアスポーツの振興活動

- ・青少年主体のスポーツの振興
- ・スポーツ医・科学の調査研究・指導およびシンポジウム等
- ・指導者養成

助成 960万円（55件程度）

## 4．上記の分野が混在した活動

助成 330万円（5件程度）

顕彰事業（対象は、中国地域在住者）

エネルギー賞の顕彰

- ・美術賞 …… 将来、全国的・国際的な活躍が大いに期待される若手美術家
- ・音楽賞 …… 将来、全国的・国際的な活躍が大いに期待される若手音楽家
- ・伝統文化賞 …… 伝統文化の保存・伝承および振興に功績のある個人または団体
- ・スポーツ賞 …… 青少年のスポーツ振興に功績のある若手指導者

表彰 各賞1名または1団体 各50万円 顕彰金 200万円

自主事業（展覧会、講演会、出版等）

財団二ユースの発行

調査・取材活動、冊子作成配布等 280万円

助成・顕彰の募集・推薦・選考等

平成22年度助成事業の後期募集、選考、決定

・募集5～6月                      ・選考7～8月                      ・決定8月

平成22年度助成事業の助成金目録贈呈、顕彰事業の表彰式

・助成金目録贈呈3～4月(前期募集)、9～10月(後期募集)・表彰式4月

平成23年度助成・顕彰事業の募集、推薦、選考、決定

・募集・推薦10～11月              ・選考12～1月                      ・決定3月

助成・顕彰事業の募集、推薦、選考、決定および助成金目録贈呈、顕彰表彰式等  
事業費 590万円

以上

# 平成22年度収支予算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額 (a)	前年度予算額 (b)	差 額 (a)-(b)	備 考
<b>事業活動収支の部</b>				
1. 事業活動収入				
基本財産運用収入	47,105,529	40,246,765	6,858,764	
寄附金収入	0	0	0	
雑収入	630,600	440,019	190,581	
事業活動収入計(A)	47,736,129	40,686,784	7,049,345	
2. 事業活動支出				
(1) 事業費支出	45,710,000	66,055,000	20,345,000	
助成事業費支出	40,020,000	40,160,000	140,000	
顕彰事業費支出	2,890,000	3,190,000	300,000	
自主事業費支出	2,800,000	22,705,000	19,905,000	前年度15周年記念行事開催による減
(2) 管理費支出	7,811,000	7,270,000	541,000	
事業活動支出計(B)	53,521,000	73,325,000	19,804,000	
事業活動収支差額(C)=(A)-(B)	5,784,871	32,638,216	26,853,345	
<b>投資活動収支の部</b>				
1. 投資活動収入				
エネルギー事業基金取崩収入	0	36,900,000	36,900,000	
投資活動収入計(D)	0	36,900,000	36,900,000	
2. 投資活動支出				
特定資産支出	2,246,271	2,246,271	0	
投資活動支出計(E)	2,246,271	2,246,271	0	
投資活動収支差額(F)=(D)-(E)	2,246,271	34,653,729	36,900,000	
<b>財務活動収支の部</b>				
1. 財務活動収入	0	0	0	
財務活動収入計(G)	0	0	0	
2. 財務活動支出	0	0	0	
財務活動支出計(H)	0	0	0	
財務活動収支差額(I)=(G)-(H)	0	0	0	
<b>予備費支出(J)</b>	1,000,000	1,000,000	0	
当期収支差額(K)=(C)+(F)+(I)-(J)	9,031,142	1,015,513	10,046,655	
前期繰越収支差額(L)	44,502,123	15,255,908	29,246,215	
次期繰越収支差額(M)=(K)+(L)	35,470,981	16,271,421	19,199,560	